

平成 27 年 6 月 8 日

各 位

大潟村 住民生活課

大潟村発注工事等の回答事項について

下記の事業への質問について、回答いたします。

事業名 デジタル防災行政無線移動系設置工事

No	質問要旨	回答
1	公告 頁2 (18) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認定を受けていることに関しまして、職員間の連絡用途が主体のデジタル防災行政無線移動系設備に関しましては、住民情報を取り扱う可能性が低いと考えます。 御村が、全ての認定を取得しているため同条件を求めているということでしょうか 御村が、想定する各認定に対する情報セキュリティや個人情報保護はどのように考えておりますでしょうか。 外部との接続連携 (同報系との接続) に関しても工事上で個人情報を扱うような想定が思いつきません。本公告条件に対するご見解をご教授頂きたくよろしくお願い致します。 当社が取得しております ISO9001 には、2008 年の改訂版以降「顧客の所有物を使用又は管理に関する場合は、識別・検証・保管・保護すること」の旨が記載されており、顧客所有物には、知的財産と個人情報が含まれます。よって、顧客情報・個人情報保護の 2 つの資格と同様である ISO9001 取得で本公告条件を満	公告のとおりとします。 ISO9001 では、顧客からの借用品に対する識別義務等あるものの、管理範囲や取扱い等含め当方が求める保護・安全面では不十分であり、情報セキュリティや個人情報保護を確実なものとする為、ISO9001 の認証に加え、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 及びプライバシーマークの認定も資格要件として必須と致します。

	足することでご理解頂けますでしょうか。 プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) は、ほぼ同等資格であり国内規格 (JIS) と国際規格 (ISO) の違いであると理解します。双方を条件として求めることは、更に特定メーカーに絞るものであります。 本入札において公平な競争環境整備のご検討をよろしくお願い申し上げます。	
2	特記仕様書 P1 第1 適用の疑義 「応札に当たっては、設計図、仕様書及び特記仕様書に定める機能、構造及びその他記載の内容を遵守することとし、請負者の一方的な解釈による応札や落札後の仕様変更の申し出は認めない。」との記載が有りますが、特定業者の仕様表現が多数見受けられます。弊社標準仕様におきましても、御村にて想定される運用には支障がないと考えます。全般において、弊社標準仕様でも宜しいでしょうか。 これだけの特定業者の仕様では、公平性が確保されているとは思えません。	仕様書記載のとおりとします。 質疑内容では、仕様同等以上であることが判断できませんので、認められません。 入札参加に当たり提出が必要な誓約書に記載のとおり、仕様書に定める機能、構造及びその他記載ある内容は遵守してください。
3	仕様書 頁8 第3章 第1 6 既設 J-ALERT 設備の改修に関しまして、「既設 J-ALERT 設備を改修のうえ接続し、J-ALERT からの電文をメール伝送機能により、移動局へ通理可能であること。」との記載が有りますが、上記設備との接続に際しては、既設設備メーカーからの仕様開示が必須となりますが、既設設備メーカー以外である弊社に対し、適切に開示を頂ける保障がありません。御村の仲介による適切な仕様開示をお願い致します。仕様開示されませんと改修に伴う費用を積算することが出来ません。 本入札において公平な競争環境整備のご検討をよろしくお願い申し上げます。	請負者の責任において既設業者と調整の上、仕様書機能および記載内容を実現することとします。 尚、係る費用は全て請負者負担とします。

4	仕様書 頁8 第3章 第1 7 既設デジタル同報通信設備の改修に関しまして、「既設デジタル同報通信設備を改修のうえ接続し、デジタル同報通信設備の放送内容を移動局へ通知可能であること。」との記載が有りますが、上記設備との接続に際しては、既設設備メーカーからの仕様開示が必須となりますが、既設設備メーカー以外である弊社に対し、適切に開示を頂ける保障がありません。昨年度、「デジタル防災行政無線同報系設置工事」の事業においては男鹿地区消防一部事務組合消防指令センター設備との接続仕様が盛り込まれており、既設消防指令センター設備のメーカーに対して見積依頼を行いました。結果見積を得られなかった経緯があり、同様のことが無いよう、御村の仲介による適切な仕様開示をお願い致します。仕様開示されませんと改修に伴う費用を積算することが出来ません。 本入札において公平な競争環境整備のご検討をよろしくお願い申し上げます。	請負者の責任において既設業者と調整の上、仕様書機能および記載内容を実現することとします。 尚、係る費用は全て請負者負担とします。
5	公告 頁3 3 (3) 「入札参加資格確認申請書等を提出した者は、～届出書を速やかに提出しなければならない。」 参加申請後の資格の有無に係らず辞退をする場合の辞退届は、入札日前日までに提出するものと理解して宜しいでしょうか。	御見込のとおりです。
6	仕様書 頁20 第4章 第3 1 (7) また個別通信は同時送受信による複信通信ならびにプレストーク通信による1スロット単信通信が可能であることとする。 キャリア数をご教示願います。 例として2キャリアの場合、移動局～移動局間は7通	御見込みのとおりです。

	話路(回線)が確保できればよろしいでしょうか？	
7	仕様書 頁20 第4章 第3 1 (20) 発災時は迅速確実に情報伝達が行えるよう情報伝達手段を確保するため、通話チャンネルが輻輳時にも最低限メール及びショートメッセージを即時伝送できること。 全てのチャンネルが使用中の場合、メッセージが送れなくてもよろしいでしょうか？ 又、ショートメッセージの表示文字(かな、漢字、カタカナ)の御指定はありますでしょうか。	仕様書記載のとおり、通信チャンネルが全て使用中でもメール配信が行えることとします。 また、表示文字は数字・カタカナ・かな・漢字で表示できることとします。
8	仕様書 頁21 第4章 第3 3 (12) マイクロ SD カードスロットを具備し、データの保存と取り出しが行えること。 マイクロSDカードスロットを具備していない端末でもよろしいでしょうか。	SDカード等によりデータ保存と取り出しが出来れば可とします。
9	公告ー2入札参加資格(18)に「・・・個人情報保護法及び個人情報取扱いに関するプライバシーマークの認定を受けていること。さらに情報マネジメントシステムISMS適合評価制度における認定を受けていること」との事ですが、当社は情報セキュリティ品質を客観的に保証する認定としてプライバシーマークやISMSと同等以上と考えられるISO27001 を保有していますが、ISO27001 の登録証にて入札参加は可能でしょうか。 また、不可の場合はその理由をお示し願います。	公告のとおりとします。 ISO27001 では、顧客からの借用品に対する識別義務等あるものの、管理範囲や取扱い等含め当方が求める保護・安全面では不十分であり、情報セキュリティや個人情報保護を確実なものとする為、ISO27001 の認証に加え、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)及びプライバシーマークの認定も資格要件として必須と致します。
10	仕様書P4ー第1章総則第15 保守に「・・・平成 26 年度に整備したJ-ALERT自動起動設備及びデジタル同報通信設備についても、デジタル移動通信システ	請負者の責任において既設業者と調整の上、仕様書機能および記載内容を実現することとします。

	ムと連携して活用するため、一元的に保守対応可能な体制を有すること。」とありますが、本入札において既設(すなわち、上記J-ALERT自動起動設備及びデジタル同報通信設備)システムの保守を行なっていない者が落札・受託した場合においては、既設保守業者様は「一元的に保守対応可能な体制を有する」ためにご協力をいただけるという認識でよろしいでしょうか。	尚、係る費用は全て請負者負担とします。
11	仕様書P8－第3章デジタル移動系設備概要第1設備概要6に「既設J-ALERT設備を改修のうえ接続し、・・・改修及び接続に当り、・・・既設設備製造者の立会い及び動作補償を得た上で実施すること。」とありますが、既設J-ALERT設備の仕様と製造業者名、および、動作補償の範囲と条件をお示し願います。また、「立会い等に係わる費用」に関しては入札の公平性を保つため大潟村様よりお示しいただけるのでしょうか。	請負者の責任において既設業者と調整の上、仕様書機能および記載内容を実現することとします。 尚、係る費用は全て請負者負担とします。 製造業者名は請負者に開示するものとします。
12	仕様書P8－第3章デジタル移動系設備概要第1設備概要7に「既設デジタル同報通信設備を改修のうえ接続し、・・・改修及び接続に当り、・・・既設設備製造者の立会い及び動作補償を得た上で実施すること。」とありますが、既設J-ALERT設備の仕様と製造業者名、および、動作補償の範囲と条件をお示し願います。また、「立会い等に係わる費用」に関しては入札の公平性を保つため大潟村様よりお示しいただけるのでしょうか。	請負者の責任において既設業者と調整の上、仕様書機能および記載内容を実現することとします。 尚、係る費用は全て請負者負担とします。
13	仕様書P22－第4章デジタル移動系装置機能第3移動局設備4携帯型無線装置(11)に「内臓電池により・・・8 時間以上使用できること。」とありますが、基地局は非常用発動発電機で24時間以上、可搬型無線装置は内臓電池で20時間以上の使用を保証するのに比較し、非常時に最も復電・充電の見込めない携	8 時間以上であれば可とします。 (非常時の運用を鑑みて附属品に交換用蓄電池を計上しております。)

	帯型無線機の持続時間が短時間となっているのは、現実的な使用の際に大きな問題となると思われますが、8 時間でも十分な運用方法が確立されておられるのでしょうか。	
14	仕様書全般で、仕様詳細が特定され、既設デジタル同報通信設備製造会社のみが対応可能な仕様とお見受けいたします。公正な競争入札の見地より、仕様と異なる方法でも同等の機能を有する、もしくは運用上支障がないと判断できる仕様である場合は、納入商品として認めていただけますでしょうか。	仕様書記載のとおりとします。 質疑内容では、仕様同等以上であることが判断できませんので、認められません。 入札参加に当たり提出が必要な誓約書に記載のとおり、仕様書に定める機能、構造及びその他記載ある内容は遵守してください。